

01 9月30日(金)で受け付けを終了します ～住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金～

●社会福祉課(役場1階) ☎823-9207 FAX.823-9627

まだ申請をしていない人は早めに申請してください。

※既に本給付金の支給を受けた世帯は再度支給を受けることはできません。

※令和3年12月10日(金)において市町村の住民基本台帳に記載されている人が対象です。



●対象世帯

(1)令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

対象 令和3年12月10日(金)時点で海田町在住の世帯

(2)令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

対象 令和4年6月1日(水)時点で海田町在住の世帯

(3)新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

対象 申請日時点で海田町在住の世帯

●支給額

1世帯あたり10万円

●相談窓口

社会福祉課 ☎824-5501(給付金専用)

●申請・提出期限

9月30日(金)まで(消印有効)

●その他

くわしくは、海田町ホームページを確認してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話での問い合わせまたは郵送での書類の提出に協力してください。



02 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者募集について

●日本遺族会 ☎03-3261-5521

この事業は、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、父などが戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的として日本遺族会が実施します。なお、参加者の高齢化を考慮し看護師が同行します。

●参加費用 10万円

●付添希望者 要相談

●申し込み 広島県遺族会(☎247-1216)へ連絡してください。

●日程 くわしくは、日本遺族会ホームページを確認してください。

